

事例から学ぶ 相談員のための **トラブル対策** NEWS

GHの散歩で転倒「散歩は頼んでいない」と言う家族

—グループホームの生活リハビリ—

■自立支援は大切な介護

Aさんはグループホームの入所者(要介護2、72歳女性)で、歩行は自立しています。ある日、数人の利用者と近所の公園に散歩に出かけましたが、公園の手前で転倒してしまいました。職員は近くを歩いていましたが支えることができませんでした。すぐに息子さんに連絡し、受診すると大腿骨骨折と診断されました。息子さんは、「散歩など頼んだ覚えはない。勝手に散歩をさせたのだから、治療費など施設が負担するべきだ。うちは治療費など出す余裕はない」と言いました。

施設長は「散歩も家事もできることはやっていただくのが、施設の介護方針です。家に閉じこもっている、生活の質が下がってしまいます。介護計画書でもご説明した通りです」と反論しました。息子さんは「介護計画なんていらぬ。転倒しなればそれでいい。できるだけ歩かせないでくれ、余計なお世話だ」と主張します。「歩かせなければ歩く機能を失います。自立支援も大切な介護です」と説明しても話は平行線です。息子さんは「母は僕の迷惑になることを望んでいる訳がない」とまで言いました。

「自立支援は施設の方針」では説得力はない

■詭弁を弄する息子

その後も息子さんとのトラブルは続きます。GHでは、「介護計画書では散歩に行くことになっているし、皆散歩を楽しみにしています」と説明しましたが、「そちらがそうしたいと言うから渋々承諾しただけで本当は危険な外には行って欲しくない。そもそも用がないのに外出するのがおかしい」と持論を展開します。この詭弁を弄する息子さんにどのように対抗したら良いのでしょうか？



■自立支援は介護保険制度の重要な理念

介護保険制度は社会保障制度であり、給付抑制のために被保険者の努力を促しています。たとえば、失業保険の給付を受けるためには再就職の努力をしなければなりません。同様に介護保険制度にも「介護予防」「自立支援」という理念があり、自分でできることはその能力を維持できるように促します。

ところが、活動的に生活すれば転倒などの生活の危険も増えてしまいます。このような生活上の避けられない危険を嫌い、高齢の家族の生活行為を制限しようとする家族がいます。この息子さんも居宅では「転んで骨折でもしたら困るから座っといて」と、行動制限をしていたのでしょうか。このような家族は、施設が自立支援に熱心に取り組むことを嫌い、本事例のように生活行為によるケガなどを施設の責任として押し付けようとしています。

■支える力が無い家族には

では、このような親の生活を制限する家族に、施設はどのように対処したら良いのでしょうか？利用者の生活の質を維持するのは、施設の介護方針ではなく、介護保険制度の理念なのです。このような自己中心的とも考えられる家族には、介護保険制度の「決まりです」と説明した方が、強く伝わります。

また、本事例の息子さんのように、「治療費を出す余裕など一切ないので、ケガをさせないでくれ」という家族もいます。働いて親を支えるべき世代に貧困が広がっている事もあり、親の年金が少なければ「ない袖は振れぬ」と、親の生活を縛ろうとする家族も少なくありません。このように世帯全体で生活が立ち行かなくなるような場合には、介護保険制度以外の社会扶助制度を使って、親の生活権を脅かさないように配慮する必要があります。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456
監修 株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課・支社 代理店

株式会社福祉医療共済会
東京都渋谷区渋谷3-12-22渋谷プレステージ5F
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882